

哲學研究

第四號

第一卷
第四冊

支那上代の巫、巫咸に就いて

狩野直喜

395

現今でも支那の各地方に一種の人間があつて、神を己の身へ乗移らせて、人の爲めに吉凶をいつてやつたり又符水で病氣を治め、祈禱稜禳によつて惡鬼を鎮めたり、或は刀梯に上り、火の上を歩行したり、種の幻術を使つて、愚民の尊信を得てゐるものがある。申すまでもなく、この種類のもは、決して支那に限られた譯ではない。即ちかの「シャーマニズム」に外ならぬが、支那でも上代から中盛んであつて、今日でも下層社會に對し非常に勢力を有して居るらしい。尤も彼等が巧に愚民を誑かし、種不法

の事をして社會の害をなす所から、歷朝の法律に明文を掲げ、禁止の方針をとり、師巫の邪術を禁止する、一項がちやんとある。清律にも

凡師巫假降邪神。書符呪水。扶鸞禱聖。自號端公。太保師婆。及妄禰彌勒佛。白蓮社。明尊教。白雲宗等會。一應左道異端之術。(略中)伴修善事。煽惑人民者。絞爲從者。各杖一百。流三千

里。(大清律例統纂集成卷十六)

と見えて居る。此條文は所有左道異端の術を行ふものに適用し、必ずしも巫に限つた譯ではないが、凡師巫云々と書き初めてある所から推して考ふれば、殊に之に重を置いた事が分る。併し法の精神といふものは、決して師巫其物の存在を禁じたのではなく、唯それが愚民を煽惑し、貨財を詐取し、又多人數を集めて治安を害するやうな事をする場合を規定したものに過ぎない。若それが眞面目に自ら其術を信じ、一定の謝禮を收めて人の爲めに病を治するのであつたら、法律の問ふ所ではない。即ち此種類の人間は僧道に比して其地位は極めて卑いものなれど、公然其職業を營み、下層人民の尊信を受けゐたのである。ホロート氏の言に據れば、厦門地方では、街上に『道境在此』といふ看板を見受けることあるが、此れが即ち彼等行者の家であるといつて居る。氏は専ら厦門地方に就いて言つたのであるが、この種類のものは決して同

地に限られたものではなす。(J. J. M. De Groot, the Religious System of China. Vol. VI. Chap.

III. P. 1245.) さて清律では、此種の人を端公、太保(以上男)若くは師婆(女)といつて居る

が、ホロート氏は厦門地方では男巫のことを師公といひ、女巫を師婆といふといつて居る。或は形容詞をつけて跳神師公、跳神師婆ともいふらしい。然るに此等の名稱は随分舊いもので、元典章などを見ると、至元十一年に跳神師婆を禁ずといふ法令が出て居るし(同書卷五十七)又元至治元年に江淮以南の地、淫祠多く、廟祝師巫の徒、或は太保と呼び、或は總管などとなへ、妄に自ら尊大にして、民衆を惶惑するから、之を禁止しなくてはならぬ、といふ達しが出て居る(同新集刑部條)。又元のときに出來た雜劇にも、自倣師

婆、自跳神などいふ言葉があれば、少くとも元時代に此等の名稱があつたことは分る。又我輩が先年江南で少し取調べた所によると、同地方には、俗に走陰差といふものが居る。走陰差とは陰間に往く使者の義で例せば、或家に病人があつて其容態甚重きときは、このものに頼み、病氣が直るか否を陰間に往いて探らしむるのである。彼れは初め家に來て無暗に飲食し、然る後恰も死んだ人の様に、半日若くは一日も寐て仕舞う。やがて恍然と眠より覺めて陰間で探べた結果を述べ、病人は到底助からぬとか、かくくの方法を取れば死を轉じて生となすことを得るといふことを家人に告

ぐるのであるが、大に愚民の尊信を受けて居るとの事である。猶各地に就いて調らべて見たら、種々の名稱をもつて、前に擧げたやうなことを職業とするものがあると思ふが、名稱は地方若くは時代によつて區々になつて居ても、一般に之を稱して巫といふのである。抑、巫とは古名代からあつて、現今に至るまで文學や歴史にあらはれて居る。我輩の目的は今巫の歴史を包含的に述ぶるのではない。以下支那の上代に於ける巫に就いて少し計り述べて見たいと思ふ。

一體巫に關する記事は、周時代の書、例せば周禮、禮記、左傳、國語、逸周書、莊列、楚辭等には可なり多いけれども、周以前の巫に關しては、文獻は極めて寡ない。併しそれは文獻が寡いといふ丈で、それだから巫が周、秦以後のやうに盛んでなかつと言ふことは、萬出來ない。否、周、秦以後に巫風が盛んであつたから、それよりも一般に民智の開けなかつた上代には、猶更勢力を有つて居たことが想像されるのであるが、文獻は極めて乏しい。先づ上代の祭祀を記したものは尙書である。堯典に舜が位を攝するや上天、六宗、山川、羣神を祭つたことや、四方を巡狩するごとに山川を望秩したことなどが書いてあるが、其祭祀は極めて典禮的で、一寸見ると大清會典禮部の條に、大祀中祀羣祀を分ち、天子親ら祭り、若くは大臣とか地方官をして幣帛を供へしむるものと同

じく極めて典禮的で宗教的臭味が少ないやうである。蓋し尙書は先王天下を治むる大經大法を載せたもので、政治道徳に關せざるものは、孔子が除かれたので、従ふて當時一般の人民が如何なる宗教的觀念をもつて居つたか、若くは天子諸侯が天地山川を祭る以外に、神に事ふることのみを職業とする人があつたか否を知ることが頗る困難である。

然し又一方から考ふると、前に述べた通り、周秦以後の書籍に巫の記事が多く、又隨分一般社會に勢力をもつて居た所から、我輩は周以前は一層其尊信が盛んであつたと想像する。申すまでもなく、巫の記事が早く見えて居るのは、僞古文尙書伊訓に伊尹が太甲に對し、湯の盛徳を述べて訓誡をした中に、湯の制つた官刑を擧げ、

敢有恆舞于宮、酣歌于室、時謂巫風。

といふ文句があつて、其下に淫風亂風を擧げ、この三風を戒めねばならぬと言つてある。無論これは東晋梅賾の僞古文だから、それ丈では證據にならぬが、此に類似した文句が、墨子の非樂篇に出て居る。結局僞古文の作者は墨子から竊んだのである。

先王之書、湯之官刑有之。曰、其恆舞于宮、是謂巫風、其刑、君子出、絲二衛、云々

墨子にさう出て居る所から考ふれば、少くとも湯の官刑なるものが墨子の時まであ

つた事は明である。又この文の意味は、在位者の歌舞逸樂に耽けることを倣め、其前後を忘却して舞ひ狂ずるさまを形容して、巫風といつたものなるが、此文から間接に湯の時に巫といふものが居て、それが舞蹈をするものであつた事は分る。凡そ巫に神が馮依するときは手を動かし、足を動かしてエクステンションの状態になる。此れは支那の巫に限らぬことである。尤も説文には巫を解して、

巫祝也。女能事無形。以舞降神者。象人兩褒舞形。

とある。許慎の説によれば、巫といふ文字が直ちに舞形を表すやうに解して居るが、それはどうか分らぬ。已に説文に引きたる古文は麤に作つてあるし、近時我友羅君叔言の著はした殷虚書契考釋によれば、殷時代の卜に用ゐた龜骨にある巫字は巫となつて居る。𠃉を舞形とするのは牽強ではあるまいかと思ふが、併し實際巫が舞によつて神を降したことは、種の方面から證據をとることが出来る。即ち春官司巫の條に若國大旱則師巫而舞等とか女巫の條に旱暵則舞等又は地官舞師の條に舞の種類を擧げたうちに教皇舞帥而舞旱暵之事云々とあるのも巫舞に就いて言つたものであらう。要するに巫と舞とが密接の關係を有つて居たことは分るのである。それから尙書には巫であつた人、少くとも巫某と人名の上に巫字を冠せたものが

兩人出て居る。乃ち周書君奭篇に周公が殷の臣で、力を其君に效した人の事を擧げ
た中に

在太戊時則有若伊陟、臣扈、格于上帝。巫咸、又王家。在祖乙時則有若巫賢。

即ち太戊祖乙の時代に巫咸、巫賢といふ二人の賢臣があつたといふのである。而して偽孔傳には二人は父子としてある。然るに此兩人に就いては尙書の文面では巫咸は王家を父むとの本文あつて伊陟、臣扈等の賢臣と併記してある。巫賢も亦これに劣らぬ人であつたと見らるゝが、これ以外には何事も分らぬので、從來この二人に就ては兩説がある。即ち其一は巫を以て單に氏となすの説である。それは本文巫賢の下の偽孔傳に

賢、咸子、巫氏。

と注して居る。偽孔傳の考にすると、巫は元來一種の宗教的職業をなす人に名くる言葉であつたが、其子孫に至つて祖先の職業を其儘取つて氏名とした。巫咸、巫賢の巫を氏とするのはそれであるといふのである。これは一應尤の説で、支那人の氏にかゝる例は多い。氏於事者巫、卜、陶、匠、是也、などいふ言葉のある通りである。今一説は巫咸、巫賢は實際巫であつたから、名の上に巫字を冠させたといふので、此説を主張

するのは馬融鄭玄等の學者である。馬の説は尙書經典釋文書序咸父の條に
馬云。巫男巫也。名咸。殷之巫也。

とあり鄭の説は同しく咸父の正義に

鄭玄云。巫咸謂之作の誤なるべしといふ巫官者。

とある。即ち僞孔傳と馬鄭とは其説が全く違つて居る。一體清朝の考證家は僞孔傳には全く信用を置かない。又馬鄭等の經説といつたら、一も二もなく尊奉する習なれども、巫咸巫賢の點に就いてはそうでない。例せば梁玉繩の如き、

案馬鄭謂咸是殷巫。妄也。咸賢父子俱大臣。必不世作巫官。漢書人表攻

といひ、史記封禪書に伊陟贊巫咸。巫咸之興自此始とあるを論じ、當時巫家必假咸爲説。故史公著此語といひ、因咸氏巫。便以咸爲巫祝。といひ、僞孔傳に唯之を以て氏とし、孔疏に咸賢父子爲大臣。必不世作巫官とあるのを見る所確なりなどいつて褒めてゐる。

(史記志疑卷十六)又顧炎武も日知錄卷二十五卷に、巫咸を以て巫となすは後人の假託なりと

論じた。又同じ考證家でも、馬鄭の説を奉ずるものがないではない。例へば段玉裁の如き、矢張巫咸を以て大臣であつて、同時に巫であつたと主張する一人である。(說文解字)兩者の説を吟味するに、僞孔傳若くはこれと意見を同じうする人は、巫の

注五篇上
巫の條

職を極めて賤しきとの見、かゝる人が伊尹とか伊陟臣扈の如き大臣と列記され、又父王家など言はるゝ譯がない。故に巫咸若くは巫賢の巫は氏であつて、縱令其祖先はどうであつたにせよ、兩人は立派な大臣で、巫ではない、又父子二人とも巫たる道理がないといふのである。併しこれは周以後と其以前に於ける支那の文化に差違あることを顧みない議論で、我輩は段玉裁か賢聖、何必不作巫乎の一語が餘程面白いと思ふ。成程周以後になると、巫の地位は決して尊いものではない。周禮は周公の作でもなく、又其時代に出來たものでもなからうと思ふが、春官大宗伯の屬に、祭祀に關係する官を擧げてゐるその内に、祝といふのがある。祝にも亦大祝、小祝、喪祝、甸祝、詛祝と分かち、祝官の長たる大祝は下大夫の格であるに反し、巫官の長たる司巫は中士で、其下に男巫と女巫とが無數に居るけれども、唯司巫の指圖を受けて降神其他の術をなすもので、嚴密な意味に於ける官ではない。つまり我國の神社の祝と其下に隸屬する巫女との關係に類似し、兩者を比較して見ると、祝の方が遙に巫より地位が高くしてある。これは周の或時代に於ける巫の地位を知ることの出來る材料である。左傳になると巫に關する記事は頗る多いが、周禮の巫よりも一層賤役としてあつたやうである。國語楚語に出て居る觀射父が昭王に答へた言葉は、支那の上代に巫と

いふものがあり、それから祝が出来、又宗となつた徑路を説明したものであるが、巫の歴史を研究するに必要な文句であるから、下に抄出して見よう。

(略前)

古者民神不雜。民之精爽不懣貳者。而又能齊肅衷正。其知能上下比義。其聖能光遠。宜朗。其明能光照之。其聰能聽徹之。如是則明神降之。在男曰覲。在女曰巫。是使制神之處。位次主而爲之。牲器時服。而後使先聖之後之有光烈。而能知山川之號。高祖之主。宗廟之事。昭穆之世。齊敬之勤。禮節之宜。威儀之則。容貌之崇。忠信之質。禋潔之服。而敬恭明神者。以爲之。祝使名姓之後。能知四時之生。犧牲之物。玉帛之類。采服之儀。彝器之量。次主之度。屏攝之位。壇場之所。上下之神。氏姓之出。而心率舊典者。爲之宗。云々

第一段は巫覡が如何なるものであつたかを述べ、二段は祝、三段は宗の起つた順序を説いて居る。即ち最初に特別の精神状態を有し、容易に己の身に神を降することの出来た巫覡の起つたこと、それから山川の名號、宗廟昭穆の事を心得、禮節威儀あり且つ忠信の徳を乗り神祇に奉仕する祝と次に祝よりも一層職務の大いなる宗について述べて居る。周禮春官の太宗伯は結局こゝにいふ宗に當り、祝と巫とは周禮では其部屬となつて居る。巫は其身に神を降らしむるもので、最ブリミチーブのものであるが、文化の進むにつれ、多少典禮的な祝が出て重要なものとなり、猶進んで宗とな

れば冢宰、司徒、司馬、司寇、司空など、肩を比べ一の行政官廳となるのである。併しかくの如くなつたのは、思ふに周以後のこととて、その以前即ち文化の程度が低く、神道を以て民を導き、祭政の區別が甚だ明でなかつた時代には、巫といつても後世に見るごとき賤役ではなかつたに違ひない。それが神人の間に立つて非常な權力をもつて居たことは想像が出来るので、其點から見れば巫咸、巫賢が巫であつても、決して差支はない。又有力な證據は、書序に、

伊陟相大戊。亳有祥桑穀共生於朝。伊陟贊於巫咸。作咸父四扁。

とある。亳は即ち殷の都である。桑穀の二木、亳の朝に合生して數日を出でずして、其大さ拱に及べり。朝は木の生ずべき所にあらざるに、かくの如きは怪異なりとて、此事を巫咸に告げて、共に議論して咸父を作つたといふ。伊陟贊於巫咸の一句が注意すべきこととて、伊陟が特にこの怪異を巫咸に告げた譯は、其職災を禳ふるにあるを以て其意見を徵せんが爲めとせなければならぬ。故に史記封禪書にも同じく此事を記し、

伊陟贊巫咸。巫咸之興自此始。

とある。此等の傳説から見ても、巫咸が巫官として古來から考へられて居た事は明

白である。

次に研究すべきは巫咸の氏名に就いて、古文尙書家のいふ所と、今文尙書家のと違つて居る。即ち古文尙書には大戊の臣巫咸となつて、今文尙書には巫戊となつて居たらしい。其證據は白虎通姓名篇に、

殷以生日名子何(中略)于民臣亦得以甲乙生日名子(中略)以尙書道殷臣有巫咸有祖己也。

とある。殷には君臣ともに、子の生れた甲乙の日を以て名とす。尙書に見えたる巫咸祖己は其例なりとの意味である。然るに祖己の己は十干の一なれば、生日を以て名くる例となれど咸は十干のうちにない。これ全く戊の字にて白虎通には元は巫戊となつて居て生日を以て名けた例に取られたのである。白虎通の作者は今文家であるから、今文尙書の本文には巫戊となつて居たことが分る。今の白虎通に巫咸となつて居るは、後世古文尙書が盛になつて來たから、元來巫戊とあつたのを、後人が不注意に改めたと見ゆる。さてこの殷の臣たりし人を巫咸とするが正しきか、若くは巫戊の方が正しきか、換言すれば今文古文孰れに従ふべきかといふに、これは中々八釜敷問題である。或は咸と戊と字形相類する所から、兩者のうち孰れかと誤寫されたらんといふ人もあれど、我輩は輕々にかくの如き論斷をすることを好まぬ。

今述べた通り、白虎通義によると、今文尙書は巫戊に作つた事は明であるが、尙書以外の古書に巫咸といふ名前が澤山出て居る。而して尙書には屢申す如く、殷大戊のときの人としてあるけれども、他の古書にはこれと違つた時代に配置されて居る。

以下少し巫咸といふ名の見えた例を擧ぐれば、第一は呂氏春秋である。同書分審覽勿躬篇に、大撓作甲子。黔如作虜首。など、總べて事物の起源を述べたうちに、巫彭作醫、巫咸、作箎、といふ文句がある。又説文にも古者巫彭初作醫とある。箎は伏羲、醫は神農より創まつたことになつて居るが、少くとも殷より以前に醫藥占箎の事はあつたので、此に擧げた巫咸と殷臣巫咸とは別として考へねば都合の悪い様である。次には世本であるが、それには矢張巫彭作醫と見え、又巫咸に就いては

巫咸堯臣也。以鴻術爲帝堯之醫。

巫咸作箎。

巫咸作鼓。

とある。(秦嘉謨輯補本による)又山海經海外西經に

巫咸國あり、同じく海内西經には、

開明東有巫彭、巫抵、巫陽、巫履、巫凡、巫相、夾、夔、臯之尸。皆操不死之藥以距之。

とあり。大荒西經には

大荒之中有山名曰豐沮玉門。日月所入。有靈山。巫咸。巫即巫盼。巫彭。巫姑。巫直。巫抵。巫謝。巫羅。十巫。從此升降。百藥爰在。

などゝある。それから周禮春官大宗伯箝人の條に九箝の名を擧げ、

一曰巫更。二曰巫咸。三曰巫式。四曰巫目。五曰巫易。六曰巫比。七曰巫祠。八曰巫參。九曰巫環。以辨吉凶。

とある。鄭玄は巫を箝の字が半分缺損したるものと見て、巫更巫咸以下を箝更とか箝咸といふ風に讀ませ、箝更とは都邑を遷す場合に箝すること、又咸は僉ミナといふ義にて、或る事に對し人民が皆贊同するか否を箝することゝ解してゐるが、此れは所謂文を望んで義を生じたもので傳會も亦甚しいのである。宋の劉敞の七經小傳に

此乃前世通於古者九人。其遺法存於書。可傳者也。古者占箝之工。通謂之巫。更咸式目等其名也。巫咸見於他書者多矣。易疑爲易。易古陽字。所謂巫陽也。其他則未聞。雖未聞不害其有也。

と言つて居る。我輩はこれを以て最穩當な解釋と信ずる。即ち巫咸は上に擧げた巫咸の事である。又巫易は巫易若くは巫陽で、山海經や楚辭招魂に出て居る巫陽と

同じものと信ずる。結局古昔から此等の人が筮をした遺法があつたのを簪人といふ官であつたことに周禮の本文ではなつて居るのである。

以上述べたことから、我輩は種々な事を考へるのである。第一にこの巫といふものが占筮と、醫藥に關係して居たことである。これは申すまでもなく、支那に限らず、一般に「シャーマニズム」に附隨した事である。殊にかの *Medicine man* と支那に於ける巫と類似して居る事などを述べたら面白いと思へど此には省略する。それから一寸したことなれど、前に擧げた巫咸、作鼓の一句も、多少牽強傳會に陥ゐるの弊はあれど、シベリヤ地方の巫術をなすものが、舞ひ狂ふとき手に持つてゐるものと比較して考ふことが出来ると思ふ。鼓の發明者を巫咸とする所に興味がないではない。第二に考ふべきは、以上擧げた古書に見ゆる巫咸と尙書にある殷臣巫咸(今は文尙書には巫戊)との關係である。上に擧げた巫咸は殷より遙か前の人となつて居る。山海經などになると全く時間を超越した不老不死の神人である。これに就いては殷臣巫咸一人の事蹟が次第に誇張されて、遂にかゝる傳説を生んだとも見られるけれど、此處に聊か疑がある。

それは何かといふに、巫たりし人で咸といふ名を有つたものは、殷以後にも随分ある。

例せば列子及び莊子に神巫季咸といふものゝ名が出て居る。莊子應帝篇に

鄭有神巫曰季咸、知人之死生存凶禍福壽夭、期以歲月旬日、若神。鄭人見之、皆棄而走。列子見之而心醉。云々

又同じく天運篇に

巫咸、詔曰、來吾語女、天有六極五常。云々

といふことがある。尤も巫咸詔に就ては經典釋文に引ける李注には、『巫咸、殷相也。詔寄名也。』といつて居る。つまり之を以て尙書の巫咸と同じとしてあれど何の本づく所あつて之を言ふか分らぬ。近時兪樾の如きは、巫咸の二字を以て姓とし、詔を以て名とし、殷臣巫咸の子孫にて、巫咸其人ではないとして居るが、(兪樾雜纂、莊子人名考)我輩は之に賛成する。併し巫咸を姓となす説は、猶他に考ふべき點がある。前に擧げた巫咸の名は尙書記する所の殷臣以外に澤山あつて、それが、殷以前にもあつたやうに見える。又季咸との巫咸、詔といふ風に巫たるもの名前に、巫といふ字が随分ある所から、咸はある格段な巫の名でなく、或る意味を有つた普通名詞として用ゐられたのではないかと思ふ。其證據は數年來河南の湯陰縣から發見されて、考古學者間に少なからぬ興味を興へてゐる龜卜文字に、殷の帝王や臣下の名が刻まれてあるが、其中に咸

戊といふ人名が出て來た。羅叔言君は之を以て尙書君夷の巫咸なりとし『意者巫其官。戊其名咸其號矣。』といつて居る。龜卜文字に咸戊の人名があつたから、それが即ち尙書の巫咸と定むるにつき獨斷の嫌は十分あるけれども、巫咸が殷の大臣で、同時に巫であつたし、又この龜骨文字が卜の用に供せられたと、又古文尙書に巫咸となつて居るものが今文尙書に巫戊となつて居た事などを考慮に入るときは、咸戊即ち巫咸と同一人なりとの想像がつかぬこともない。即ち咸とは巫といふやうな意味を有する普通名詞で、戊が即ち殷臣の名であつたのが後には二つに分れて咸の方が古文に残り戊の方が今文に傳はりて、均しく固有名詞となり、其上に巫の字を冠らするに至つたのではあるまいか。若しこの大膽な假定が成立するとせば、古今文の記する所同じからず、又巫に咸の名を有つ人の多かつた理由も説明が出來ると思ふ。それから今一つ最後に考えなくてはならぬことは、咸の古音は申すまでもなく *Keib* である。然るに支那の巫と同じ種類のを今猶ウラルアルタイク人種で、何と呼んで居るかといふに、*Kam, Kana, Kamen* といひ、滿洲語では *Shama* といふそうである。*Shamanism, Schamanismus, Chamanisme* などは皆これから出たのである。一體モノシラビクな支那語のことであるから、無暗に唯聲音のみを取つて他の國語と比較するこ

412

とは危険が多い。然れども此の場合も威と *Heim* との一致を全く偶然と言はゞそれまでなれど、我輩は前に擧げた通り、巫が原始的の民族に共通なものであつて、支那に限つたものでないとすれば、威と *Heim* とも必ずしも聲音の偶、相同しきのみではないと信ずるのである。猶支那上代の巫と支那の文化との關係、支那の社會に於ける巫の地位の變遷に就いて述べて見たいと思ふが、これは別に機會を待つこととする。